

1.指定標識看板転倒事象

■事故概要

1. 発生日時 平成30年 4月12日（木） 13：50頃
2. 場 所 新東名高速道路 上り線 228.92k p 追越車線
3. 業務名 平成30年度 東名高速道路 ■管内維持修繕業務
4. 被害状況 普通車 (■■■■)

5. 概 要 排水管補修の為、新東名上り229.0～226.4KP追越規制を実施中に矢印板の2～3枚目の間に設置してある規制材（指定方向）が何らかの原因で飛散し、はみ出しお客さま車両が乗り上げたもの。

※当現場は従来の規制標識を設置が出来ない為、立看板で代用を行っていた。

6. 時系列

- 13：50 事故発生。被災車両は規制内に進入
- 13：55 被災者が予定があり連絡先を聞いて現場離脱。
- 13：56 メンテ名古屋から■■■■HSCへ報告
- 14：00 メンテ名古屋から本社へ報告
- 15：45 メンテ担当者より被災者へ連絡

- 17：00 緊急安全大会実施予定

2.位置図

NEXCO



3.事故発生状況

矢印板 2~3枚目の間



看板は追越車線左側
轍付近まで飛散

4.被災状況



5. 事故原因と今後の対策

【原因】

- ① 指定方向看板を通行帯側に寄せて設置していた為、倒れた際に通行帯にはみ出てしまった。
- ② 立て看板の受け部が腐食しており、土嚢の重みに耐え切れず脱落し、風により飛散した可能性がある。

※土嚢は飛散防止対策通りに設置されていた。



5. 事故原因と今後の対策



【今後の対策】

- ①標識設置場所は転倒した際に通行帯に支障にならない非常開口部内等を選定する。可能な限りガードレール等に控えを取るようにする。
- ②出発前に標識に腐食等の異常が無いか確認し使用する。
- ③強風が予想される場合は、立看板を伏せる等対策を検討する。